

- (1) 解雇手当平均一人當り四百五十圓計五千四百圓
- (2) 爭議費用千二百圓
- (3) 爭議中ノ日給半額千四百圓

勞秘第六五七號

昭和十年四月四日

發生三三九 解決四二
 使用労働者 五一内女二
 爭議参加者 一六内女二
 関係労働組合 全評系 青島地方評代会

警視總監 小栗一雄

内務大臣 後 藤 文 次 殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 廳 府 縣 長 官 殿 (北海道 青島 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡)

日本パーカライジング株式会社労働爭議ニ關スル件

(全評系) 第一報

要旨
 (1) 会社側ハ臨時工ヲ名對シ三月二十六日休業ヲ言放シ我餘々全並ニ臨時工ニ依リ作業ヲ繼續ス
 (2) 休業言放シ受ケル臨時工十六名ハ三月九日全評関東全評系海支部リ應援ヲ求メ会社ニ交渉三項嘆願書ヲ提出シ三月十日午後三時再會見ヲ約シ辭去ス

10.4.5
 10.4.5